

## 議案第13号

北本市印鑑条例の一部改正について

北本市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市印鑑条例の一部を改正する条例

北本市印鑑条例（昭和51年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「又は被保佐人」を「、被保佐人又は成年被後見人の場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。